

# 告示

## 埼玉県告示第千八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー坂戸ショッピングプラザ

埼玉県坂戸市千代田二丁目百番地十八

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三千四百五十平方メートル

（変更後） 三千八百十五平方メートル

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 六百六十一平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 六百八十四平方メートル

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 平面駐車場 午前八時三十分から翌午前一時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分

（変更後） 平面駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

### ハ 変更年月日

平成二十八年五月十日

### ニ 届出年月日

平成二十七年九月九日

### 二 縦覧期間

平成二十七年九月二十四日から平成二十八年一月二十四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月二十四日から平成二十八年一月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課